

平成25年6月

中札内村議会定例会会議録

平成25年6月18日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	山田英雄君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君
総務課長補佐	中道真也君		

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	上松丈夫君	教育次長	大和田貢一君
-----	-------	------	--------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	片山勇一郎君	書記	林真悠君
--------	--------	----	------

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		町村議会議員研修会の参加について
日程第6		閉会中の所管事務調査について
日程第7		議員派遣の件
日程第8		行政執行状況報告
日程第9	請願第3号	「地域医療と国立病院の充実を求める意見書」の提出を求める請願書
日程第10	請願第4号	平成25年度北海道最低賃金改正等を求める請願
日程第11	請願第5号	地方財政の充実・強化を求める請願
日程第12	請願第6号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願
日程第13	報告第1号	継続費繰越計算書について
日程第14	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
日程第15	報告第3号	株式会社中札内振興公社の清算報告について
日程第16	議案第31号	北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について
日程第17	議案第32号	中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第33号	中札内村子ども・子育て会議条例の制定について
日程第19	議案第34号	工事請負契約の締結について
日程第20	議案第35号	工事請負契約の締結について
日程第21	議案第36号	財産の取得について
日程第22	議案第37号	平成25年度中札内村一般会計補正予算について
日程第23	議案第38号	平成25年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第24	議案第39号	平成25年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第25	議案第40号	平成25年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第26	議案第41号	平成25年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年6月中札内村議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番笠松議員と5番黒田議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
北嶋議会運営委員長。
(北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇)
- 議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） それでは、議会運営委員会報告をさせていただきます。
平成25年6月10日午前10時、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、6月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。
記。
1、会期について。
6月18日、火曜日から、6月26日、水曜日までの9日間とされたい。
2、議事日程について。
イ、諸般の報告。
ロ、町村議会議員研修会の参加。
ハ、閉会中の所管事務調査。
ニ、議員派遣の件。
ホ、行政執行状況報告。
ヘ、請願第3号、請願第4号、請願第5号、請願第6号は所管の総務常任委員会へ付託されたい。
ト、その他の議案については、初日の本会議で審議されたい。
チ、一般質問は、6月26日、水曜日に予定されたい。
以上、議会運営委員会報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から6月26日までの9日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの9日間に決定をいたしました。

ここで、田村光義君から、村長就任にあたり、挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶をさせていただきます。

このたびの村長選挙におきまして、3期目の当選をさせていただき、改めて、村長の責任の重さと期待の大きさを痛感しております。

私は、このたびの選挙の立候補にあたって、5本の柱で33項目の約束をさせていただきました。

公約は別紙でお配りした通りであります。これまで取組んできました政策の評価をいただいているものについては、継続、充実をさせ、さらに課題解決のための新たな施策を着実に実行することにより、村づくりのワンラックアップを実現できるものと考えております。

また、この選挙を通じて、村民の皆さまからたくさんのご意見、またご批判をいただきました。

このことをしっかり受け止め、私としての考え方をまとめ、村政に反映させてまいります。

公約を実現するための政策予算は、本年度実施できるものとして、道路や公共施設等の改修や道の駅の魅力向上などを考えておりますが、まとも次第、臨時会を開催させていただきます。

村を二分する選挙で、そのしこりを心配される方もいらっしゃると思いますが、村づくりは村民の皆さんがいつまでも安心して幸せに暮らすことができること、その想いは同じであり、選挙が終わればノーサイドです。

これまで通り、私の信条としている公正な村づくりを誠実にやっていくことをお誓いいたします。

住んでみたい、住んで良かった、ずっと住み続けたいと思える村づくりを、議員の皆さま、村民の皆さまとともに全力で取組んでいく決意であります。

どうかご理解と一層のお力添えをいただきますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋和雄君） これで村長就任にあたっての挨拶は終わりました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

3月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配付いたしましたので、ご了承お願いいたします。

次に、閉会中における委員会の活動について、委員長から報告を求めます。

総務産業常任委員会合同視察調査について、男澤総務常任委員長、登壇をお願いいたします。

（男澤秋子総務常任委員会委員長登壇）

○総務常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務・産業常任委員会合同視察調査報告。

総務常任委員会と産業常任委員会は、合同により次のとおり視察調査を実施したので報告いたします。

記。

1、調査日。

5月27日（月）。

2、調査場所及び調査目的。

場所、上士幌中学校、音更中学校。

目的、中札内中学校の大規模改修に伴う、先進地の視察・調査。

3、調査参加者。

総務常任委員及び産業常任委員8名、事務局2名。

4、調査の結果。

①上士幌中学校。

上士幌中学校は、昭和41年に町内の中学校統合による新校舎を建設し、昭和60年から63年までの間、大規模改修をおこないましたが、老朽化により平成22年に校舎を改築しました。（鉄筋コンクリート2階建て）。

生徒数は120名で、中札内中学校と同様の規模です。校舎はすべてバリアフリー、ユニバーサルデザインとなっており、普通教室や職員室など一部を除き、可能な限り壁や仕切りを無くし、校舎全体が開放的な空間となっていました。

また、太陽光を最大限に活用するため、ライトシェルフなどの先進技術も取り入れた設計となっていました。シックスクール対策では、化学物質の少ない建材や材料を使用し、換気扇などの設備もそれぞれの部屋に設置されていました。

暖房に関しては、電気による躯体蓄熱暖房を採用しており、災害時の避難所としての使用も想定し、水道は飲用（理科準備室地下2トン）、非飲用（1階トイレ地下7トン）の水槽を設けて使用するなどの工夫がなされていました。

財源については、国の「安心・安全の学校づくり交付金」や過疎債などを最大限に活用し、工事費約6億8,000万円の内、町からの一般財源歳出は4,000万円程度に抑えていました。

②音更中学校。

音更中学校は、昭和47年に建設がされましたが、老朽化による改築として工事が進められており、平成25年7月の完成予定です（鉄筋コンクリート2階建て）。

中札内中学校よりも規模は大きく、中札内でも導入が検討されているヒートポンプによ

る暖房を採用しているほか、太陽光発電システムも取り入れるなど、自然エネルギー利用の点で、中札内でも参考になるものがありました。

自然エネルギー利用という点では、初期投資と維持管理費の費用対効果はもちろん重要であり、そのためにさまざまな資料や情報を収集し、シミュレーションを念入りに行なっていました。

ヒートポンプの採用に際しては、化石燃料の使用を抑えるという見地に立って導入を決定するなど、費用対効果だけにとらわれない取組みがされていました。

暖房は、一般教室等は温水パネルヒーターと床暖房方式を併用し、快適な環境を創出。

特別教室などの日常利用が少ない場所は、個別のFF式暖房機を設置して運転時間を短縮するなどの省エネ化が行なわれていました。

校舎全体は、上士幌中学校と同様に、開放的な空間づくりがなされ、住民参加の取組みを重視し、生徒や教職員、保護者のほか、地域の住民との意見交換や説明会を一年近くに渡って行ない、校舎改築に反映させていました。

まとめ。

中札内中学校の校舎は、早急に改修しなければならないものですが、ヒートポンプ導入検討の判断材料や資料、シミュレーションはまだ不十分であり、校舎改修中の仮設校舎での授業による生徒への影響も心配され、その対策も検討する必要があります。

また、より良い教育環境をつくるため、住民参加を重視し、生徒や保護者、教職員、地域住民との意見交換会や説明会を、現在の実施設計の段階で多く設ける必要があると考えます。

さらに、国の交付金や、補助金等が最大限に活用されるよう、工事の時期や改修の内容も再考する必要があると考えます。

中札内中学校は改修の予定ですが、改修の費用や改修後の耐用年数などを勘案し、改築も視野に入れての比較検討も必要であることから、改修と改築を比較した資料の提出を希望します。

○議長（高橋和雄君） これで委員会の報告を終わります。

◎日程第5 町村議会議員研修会の参加について

○議長（高橋和雄君） 日程第5、町村議会議員研修会の参加についてを議題にいたします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長（片山勇一郎君） 参加計画書の朗読をもって説明とさせていただきます。

赤ナンバー3番から5番までをご覧ください。

町村議会議員研修会参加計画書。

中札内村議会会議規則第122条の規定に準じて、北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、次のとおり参加する。

1、目的。

議員の研鑽と資質の向上を図るため。

2、参加者。

議員8名、議会事務局2名、計10名。

3、期日。

平成25年6月27日（木）。

4、開催地。

札幌市。

以上、提出する。

平成25年6月18日、中札内村議会議長高橋和雄。

町村議会議員研修会参加計画書。

中札内村議会議規則第122条の規定に準じて、十勝町村議会議長会主催による十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、次のとおり参加する。

1、目的。

議員の研鑽と資質の向上を図るため。

2、参加者。

議員8名、議会事務局2名、計10名。

3、期日。

平成25年11月8日（金）。

4、開催地。

中札内村文化創造センター。

以上、提出する。

平成25年6月18日、中札内村議会議長高橋和雄。

町村議会議員研修会参加計画書。

中札内村議会議規則第122条の規定に準じて、全国町村議会議長会主催による議会広報研修会に、閉会中における議員研修として、次のとおり参加する。

1、目的。

議会広報誌の編集技術向上と普及発展に資するため。

2、参加者。

議会広報委員長1名。

3、期日。

平成25年7月29日から30日。

4、開催地。

東京都。

以上、提出する。

平成25年6月18日、中札内村議会議長高橋和雄。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

町村議会議員研修会の参加については、会議規則第122条の規定により、派遣承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、町村議会議員研修会の参加を計画書のとおり、派遣承認することは決定をいたしました。

◎日程第6 閉会中の所管事務調査

○議長（高橋和雄君） 日程第6、閉会中の所管事務調査を議題にいたします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長（片山勇一郎君） 所管事務調査通知書の朗読をもって説明とさせていただきます。

赤ナンバー6番、7番をご覧ください。

所管事務調査通知書。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

総務常任委員会の所管事務調査。

2、目的。

特定検診及び保健指導の推進に関する調査。

3、場所。

上川管内上富良野町。

4、人員。

委員5名、行政職員1名、事務局1名。

4、期間。

平成25年8月28日。

所管事務調査通知書。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

産業常任委員会の所管事務調査。

2、目的。

村内における農作物作況調査。

3、人員。

委員5名。

4、期間。

平成25年9月上旬。

5、その他。

農業委員会及びJA中札内村との合同調査。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所管事務調査として通知のありました総務常任委員会及び産業常任委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所管事務調査を、通知書のとおり承認することは決定をいたしました。

◎日程第7 議員派遣の件

○議長(高橋和雄君) 日程第7、議員派遣の件についてを議題にいたします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長(片山勇一郎君) 朗読をもって説明とさせていただきます。

赤ナンバー8番をご覧ください。

議員派遣の件。

平成25年6月18日。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記。

1、札幌市内中学校の視察調査。

(1) 目的。

地中熱利用ヒートポンプ暖房についての調査。

(2) 派遣場所。

札幌市立屯田北中学校。

(3) 期間。

平成25年6月28日(金)。

(4) 派遣議員。

議員8名。

○議長(高橋和雄君) 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

議員の派遣の件は、会議規則第122条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は承認することに決定をいたしました。

◎日程第8 行政執行状況報告

○議長(高橋和雄君) 日程第8、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたので、これを許します。

はじめに、田村村長、登壇をお願いします。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 定例会の開会に当たり、3月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいており

ますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、宅地分譲関係では、旧札内団地跡地の「ノースヴィレッジ興農」は、3月18日から予約申込受付を開始したところ2件の申込みがあり、4月19日に抽選を行い、1区画の契約を終えております。

ヴィレッジときわ野第3次分譲地の整備は、このほど農業振興地域整備計画の変更、農地法の許可及び譲渡所得等の課税の特例の適用の確認を受け、本議会に用地取得に係る財産の取得についての議案を提案いたします。

職員研修ですが、今年度採用の職員を対象とした新任職員等研修会を、4月26日、中札内交流の杜等を会場に、村の組織や重要施策、各課の仕事、待遇などのほか、村内主要施設の見学を実施しております。

次に、企画財政グループについてですが、第6期総合計画の策定は、総合行政推進委員会で基本構想、基本計画の審議を進めており、7月には原案をまとめる見込みとなっております。

男女共同参画の推進では、6月から8月までの期間で、標語・川柳の公募を実施しております。

また、男女共同参画週間に合わせて、6月15日から29日まで、図書館において北海道立図書館から約50冊の一般書及び児童書の貸出しを受け、男女共同参画コーナーを設置しております。

ふるさと会活動では、5月26日に鉄道記念公園において帯広・中札内会の植樹会が実施され、9人の会員の皆さんに桜を植樹していただきました。

第1回行政区長会議は、4月10日に開催し、委嘱状の交付及び25年度村政執行の基本方針、予算概要などについて報告するとともに、行政運営全般に関する意見や提言をいただいております。

地域担当制では、原則全職員を各行政区に割り振り、これまで9行政区から花見等交流会や役員会に10回の参加要請を受け、交流と情報交換に努めております。

中札内振興公社の解散後、清算手続きを進めていましたが、3月までに手続を終了し、4月26日に外部出資金の返還を受け、同日付けで残余財産が村に分配され、清算が完了いたしました。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、衛生関係で、「クリーン中札内」空き缶回収活動については、5月11日に119人の村民の皆さんの参加により、中札内地域については道道中札内インター線及び東4線道路など、上札内地域については清水・大樹線で実施しております。

有害鳥獣駆除関係で、エゾシカの一斉駆除については、4月13日及び20日の2日間、西札内牧場周辺において、猟友会帯広支部中札内支部の会員の皆さんのご協力により実施したところですが、近くまでエゾシカの群れを寄せることができず、思ったような成果をあげることができませんでした。今後も一斉駆除の実施時期や手法を研究しながら継続して実施する考えであります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、更別村温泉利用券の購入状況は、77の方が購入しております。

次に、保健グループについてですが、各種健診については、国保特定健診、後期高齢者の健診、がん検診などの各種健診の申し込みを5月24日まで受け付け、延べ311名の申し込みを受け、6月6日から10日まで、公民館と保健センターの二会場で、健診を実施し、疾病の早期発見と予防を行っております。

脳ドックについては、検診機関と調整が付き、定員枠を70人として、5月9日から受付を開始しております。

次に保育所についてですが、中札内、上札内の保育所の入所状況について、中札内保育所は4月の開所時に116人で新年度を迎えましたが、5月末現在では3歳未満児24人、3歳児33人、4歳児26人、5歳児39人の計121人となり、上札内保育所は開所時8人で、現在9人となっています。

子育て支援対策として実施している、保育料金の軽減は、4月に中札内保育所及び上札内保育所に入所した124人の児童の内、第2子が46人、第3子以降が30人、合わせて76人になっており、保育料に換算しますと1,877万円が軽減されております。

本年9月の完成を目指して工事を進めている中札内保育所は、多くの村民の皆さんの関わりや親しみを持っていただけるような「名称」を定めるため、公募を行っており、保育所年長児も関わりが持てるよう進めてまいります。

なお、名称選考に当たりましては、保護者の皆さんにも加わっていただき、決定してまいります。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農業関係では、5月に入って低温が続き、降水量の多さや日照不足も重なって、生育状況は遅れておりましたが、5月下旬以降晴れた日が多かったこともあり、生育も回復してきておりますので、今後の好天を期待し、順調な生育を願っているところであります。

国の平成24年度補正予算による、国産大豆・麦の安定供給を目指した「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」は、平成24年度の同作付面積によって北海道から3,000万3,000円の割り当て内示があり、機械リース等要望のあった4つの共同利用組織と中札内村農業協同組合に対して割当内示通知を行っております。

また、就農の初期段階を手厚く支援する「青年就農給付金事業」の「経営開始型」の給付要件を満たす1人と1組の夫婦に対して北海道へ交付申請を行い、対象者へ助成するとして、本定例会の補正予算を計上しております。

食育・地産地消では、中札内産食材の地産地消と、食の推進パートナー登録制度の普及を目指して、「粋匠品・食の応援団のお店スタンプラリー」を5月から実施しております。

豆資料館事業では、「ビーンズフォトコンテスト」の作品募集と企画事業に取り組み、豆に関する魅力発信を行っております。

村営牧場の入牧は、5月21日、昨年よりも27頭少ない1,022頭を受け入れました。

林業関係では、村有林整備工事として、植栽12.34ヘクタールの発注を行っております。

観光関係では、環境にやさしく、ゆったりとした周遊観光を楽しんでもらおうと、札内川園地と道の駅でレンタサイクルの貸し出しを開始するとともに、見どころなどを記載した周遊マップを配布しております。

自転車は、札内川園地に電動自転車2台と子供用を含めた普通自転車7台を用意し、道の駅は小型の二輪車3台、荷台のついた三輪タイプを2台、普通自転車5台を揃えております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

定住促進関係では、移住促進奨励金で3件の補助金を交付しており、中札内スタイル住宅建設奨励金で1件の申請を受け付け、補助金の交付をしております。

道路維持・公園管理関係では、委託業務の発注をはじめ維持管理に努めており、道路の補修については随時行っております。

また、コミュニティ広場への植樹を地域住民の協力をいただき実施しております。

なお、村道59号の一部で雨水等の流入により道路の路肩が侵食され、道路横断管及び擁壁が流出する被害があり、補修費用を補正予算に計上しております。

工事の発注関係では、道路改良舗装工事、公営住宅ストック改善工事、農業体質強化暗渠排水工事などを発注しており、水道関係では水道メーターの取替工事を随時実施しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、上松教育長、登壇をお願いします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、3月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

はじめに、新年度各小・中学校の状況であります。平成25年度学校別児童・生徒数は、中札内小学校が9学級178人、上札内小学校が4学級14人、中札内中学校が9学級128人で、新入学児童・生徒76人を迎え4月8日に入学式を行いました。

また、新たな10名の教職員を迎え入れ、平成25年度の学校教育活動を開始しております。

更別村との共同設置による指導主事は、積極的に学校訪問を行い、学校長との経営懇談や教員の授業参観・相談を行うなど、学校現場の状況把握と運営協力に努めておりますが、その一端について6月広報誌で村民の皆さまに紹介をさせていただきました。

学校事業では、中学校3年生が修学旅行で4月17日から19日の間、東京方面を訪れ、国立科学博物館や国会議事堂などの見学のほか、班ごとの自主企画による研修を行っております。

また、中学校では6月1日に体育祭が、上札内小学校では6月8日に、6月9日には中札内小学校で運動会が行われております。

今年度の全国学力・学習状況調査は、全国・全小中校を対象とした悉皆方式で4月24日に実施されました。

この調査結果を分析・考察の上、具体的な数値目標を定めた学校改善プランを作成し、教育課程の改善に向けた取組みを進め、児童生徒の確かな学力の向上に努めてまいります。

子どもの歯の健康のため、今年度から小学生を対象として新たに取組みを始めたフッ化物洗口事業は、上札内小学校では4月12日から、中札内小学校では5月8日から、自宅で実施している、希望しないなどの児童を除き、週1回の実施を開始しております。

学校評議員につきましては、学校長の推薦をいただき、各学校3名の方に委員を委嘱しました。

評議委員会の中で、学校運営に対するご意見やご提言をいただくこととしております。

学校給食関係事業では、5月27日に新たな保護者と各学校長による第1回学校給食共同調理場運営委員会を開催し、給食試食と給食メニューの内容や地場産食材の使用状況や、機器故障などの緊急時に対応する食材備蓄やその活用等について説明し、衛生管理や献立

作成・物資調達等に関するご意見をいただきましたので、参考とさせていただきます、児童生徒が楽しみにし、安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

次に、社会教育の状況であります。ポロシリ大学は、4月12日に新入生1名を迎えた全生徒数78名で開校し、定例授業やクラブ活動を始めております。

野外施設の使用開始状況ですが、4月26日に全ての野外施設をオープンしました。

また、水泳プールは利用状況を勘案し、例年より遅めて、6月10日に開館しております。

第9回中札内村北の大地ビエンナーレですが、5月18日・19日の二日間にわたり、実行委員や延べ106名のボランティアの皆さまの協力により無事審査会を終了することができました。ご協力をいただきました皆さまに感謝申し上げます。

今後は、7月20日の受賞式、7月21日から8月11日までの展覧会成功に向けて、準備を進めてまいります。

中札内交流の杜は、合宿や大会運営の誘致に引き続き努めるとともに、村民利用の拡充に取り組んでまいります。

8月には第28回日本クラブユースサッカー選手権(U-15)が、一昨年・昨年に引き続き中札内交流の杜と帯広の森会場等で開催される予定ですが、3月末の日本クラブユースサッカー連盟理事会において、平成26年度から平成28年度の3カ年においても、引き続き十勝での開催が決定された旨の連絡をいただいております。

全国から多くのスタッフや選手・関係者の皆さまを迎え、本村はもちろん十勝を全国に発信するよき機会でもあり、関係機関としっかり連携し、運営協力をしてまいります。

総合型地域スポーツクラブ「中札内ピータンススポーツクラブ」は設立2年目を迎えておりますが、会員数113名で若干ではありますが増加し、ジュニア部会ではダンスやコーディネーショントレーニング、一般・シニア部会ではリフレッシュヨーガ、ノルディックウォーキングなど昨年からの継続メニューに加え、今年度はサイクリングやテニポンの新たなメニューを取り入れ、運動能力の向上や健康づくりに寄与する取組みを行っております。

以上、主要事項について申し上げ報告にかえさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

議案審議に入る前に、去る5月14日開会の第1回臨時会における知本議員の質問に対する答弁について、担当課長より訂正の申し入れがありましたので、これを許します。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 前回の補正予算審議のときに、知本議員から放課後児童クラブの開所時期について、4月1日からの開所についてご質問があり、その際、開所に向けて検討させていただきたいと答弁いたしました。私の錯誤で、平成24年度より4月1日から開設しておりましたので、お詫びして訂正させていただきます。

申しわけありませんでした。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

本件については、以上で終了をしたいと思います。

◎日程第9 請願第3号 「地域医療と国立病院の充実を求める意見書」の提出を求める請願書

◎日程第10 請願第4号 平成25年度北海道最低賃金改正等を求める請願

◎日程第 1 1 請願第 5 号 地方財政の充実・強化を求める請願

◎日程第 1 2 請願第 6 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 9、請願第 3 号、「地域医療と国立病院の充実を求める意見書」の提出を求める請願書、日程第 1 0、請願第 4 号、平成 2 5 年度北海道最低賃金改正等を求める請願、日程第 1 1、請願第 5 号、地方財政の充実・強化を求める請願、日程第 1 2、請願第 6 号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願の 4 件を一括して議題にいたします。

ただいま議題となっております請願 4 件については、会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により、所管の総務常任委員会に付託します。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し、報告をお願いいたします。

◎日程第 1 3 報告第 1 号 継続費繰越計算書について

○議長（高橋和雄君） 日程第 1 3、報告第 1 号、継続費繰越計算書についてを議題にします。

地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定に基づき、繰越計算書の報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

継続費繰越計算書ですが、本件は、中札内保育所建設事業について、継続費繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により報告いたします。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高桑総務課長、お願いいたします。

○総務課長（高桑浩君） 補足して説明させていただきます。

議案書により説明をいたします。

3 ページをお開きください。

平成 2 4 年度の中札内保育所建設事業に係る予算 2 億 6, 3 3 2 万 2, 0 0 0 円のうち、出来高による支出済額 2 億 1, 6 1 2 万 2, 0 0 0 円を差し引いた残額 4, 7 2 0 万円を、2 5 年度に繰越しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この継続費の繰越計算書については、報告済といたします。

◎日程第 1 4 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算について

○議長（高橋和雄君） 日程第 1 4、報告第 2 号、繰越明許費繰越計算についてを議題にします。

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書の報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○**村長（田村光義君）** 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

繰越明許費繰越計算書ですが、本件は、3月の定例会において、一般会計補正予算で繰越明許費の補正を行った事業について、繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○**議長（高橋和雄君）** 補足説明を高桑総務課長、お願いします。

○**総務課長（高桑浩君）** それでは、補足説明いたします。

議案書により説明をいたします。

5ページをお開きください。

平成25年3月定例会におきまして、一般会計第7号補正で、繰越明許費の追加を行った農業体質強化基盤整備推進事業、道営担い手畑総事業札内川左岸地区負担金その2、牧場牛舎屋根復旧工事、受変電設備設置工事、道路改修舗装工事その2、橋梁補修工事、公営住宅建設工事その2、公民館改修工事については、平成25年にわたって事業が実施されることから、その事業費の全額、総額3億3,112万5,000円を、25年度に繰り越しております。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

この繰越明許費の繰越計算書については、報告済といたします。

◎**日程第15 報告第3号 株式会社中札内振興公社の清算報告について**

○**議長（高橋和雄君）** 日程第15、報告第3号、株式会社中札内振興公社の清算報告についてを議題にします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○**村長（田村光義君）** 株式会社中札内振興公社の清算についてご報告申し上げます。

中札内振興公社は、昨年7月5日、書面による臨時株主総会において解散を決議し、清算人を選任して所要の手続きを進めてまいりましたが、土地は村へ無償譲渡、残余財産は株主である村に全額分配し、すべての清算手続きを終えましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出し、ご報告といたします。

○**議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

この清算報告書については、報告済といたします。

◎**日程第16 議案第31号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について**

○議長（高橋和雄君） 日程第16、議案第31号、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、「北空知圏学校給食組合」の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第1、組合を組織する地方公共団体及び別表第2、共同処理する団体の変更について協議するため、本案を提出するものであります。

よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明は終わりました。

議案第31号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第31号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第31号、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第32号 中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第17、議案第32号、中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、本年8月24日より、これまで紙で管理してきた戸籍が電算化され、その運用が始まることから、手数料徴収条例における戸籍に関する部分の表現を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは補足して説明させていただきます。

黒ナンバー12番、議案関係資料2ページをお開きください。

今回の改正は、24年度より取組んできました戸籍の電算化に伴うもので、8月24日より、現在戸籍及び除籍の電算による管理運用が開始され、26日から窓口で証明書等の発行が行われることとなります。

このことに伴い、手数料徴収条例における戸籍関係の手数料の表現を変更する必要がある、改正しようとするものであります。

それでは、手数料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表により説明させていただきます。

改正は、手数料徴収条例中別表の改正となっており、2ページの新旧対照表の改正後の欄をご覧ください。

表題を除いた5段目の項目、改正前には、戸籍の謄本及び抄本としていた表記に、磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部、もしくは一部の証明を加えております。

その下段については、除かれた戸籍の謄本または抄本としていた表記に、先ほどと同様、磁気ディスクをもって調整された、除かれた戸籍に記録されている事項の全部、もしくは一部の証明を加えたものであります。

以下、4ページ上段まで5つの項目を改正しておりますが、これは今説明させていただいた2つの項目の改正と表現の統一を図ったものであります。

なお、今回の改正による手数料の額の変更はございません。

次に、施行日ですが、本改正条例は、平成25年8月24日から施行としております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第32号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第32号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第32号、中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第33号 中札内村子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第18、議案第33号、中札内村子ども・子育て会議条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、昨年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、子どもをめぐる課題解決のため「子ども・子育て支援新制度」を、国において本格実施しようとする準備を進めているところでもあります。

このため、本村においても子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関する事項等を調査、審議するため、子ども・子育て支援法第77条の規定により、中札内村子ども・子育て会議を設置し、その組織、運営について条例を制定するものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を岡田福祉課長、お願いします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー5番、議案14ページをお開きください。

はじめに、国において、昨年8月に子ども・子育て関連三法が成立いたしまして、認定子ども園の普及や地域のニーズに合わせた多様な子育て支援、待機児童の解消など、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からの本格実施を目指し、今、国において準備が進められております。

このため、市町村においても、子ども・子育て支援法第77条に規定する条例に基づく合議制の機関の設置が求められていることから、今回制定しようとするものでございます。

今後、この会議において、住民ニーズ調査を行い、平成26年度中に子ども・子育て支援事業計画の策定や、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査、審議などを行っていただくこととなります。

それでは、条文について説明させていただきます。

まず、第2条に、所管事務が謳われております。

1号の特定教育保育施設といいますのは、認定子ども園、幼稚園、保育所を言いまして、2号の特定地域型保育事業といいますのは、小規模保育、それから、事業所内保育などを言います。

それらの定員の設定について意見を述べるということが1号、2号に謳われてございます。

3号に、子ども・子育て支援事業計画の策定に関し、意見を述べることや、4号で子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び施策の実施状況を調査、審議することが所管事務となっております。

第3条では、組織を謳っており、委員は15名以内とし、うち7人以内は公募で委嘱するというようにしてございます。

第4条では、任期は3年としております。

附則で、この条例は、交付の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わります。
議案第33号に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
議案第33号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第33号、中札内村子ども・子育て会議条例の制定についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩をいたします。
15分まで休憩をします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時13分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第19 議案第34号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） 日程第19、議案第34号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、上程議題に供されました、工事請負契約の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、元大正・共栄34号道路改良舗装その2工事を、平成25年11月20日までの工期で実施しようとするものであり、6月12日に指名競争入札を行った結果、8,295万円で永井工業株式会社が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高桑総務課長、お願いいたします。

○総務課長（高桑浩君） 黒ナンバー12番、議案関係資料6ページをお開き願います。
工事請負契約の締結について記載しておりますが、元大正・共栄34号道路改良舗装そ

の2工事は、5社による指名競争入札を行いました。

落札業者は永井工業株式会社で、予定価格8,448万3,000円に対し、最低価格は8,295万円、落札率は98.19%です。

なお、2番札は8,368万5,000円、3番札は8,400万円でありました。

7ページから8ページには、工事の位置図、土工定規図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第34号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 関連してちょっと聞きたいのですが、7ページの資料として位置図がございますが、その右下に改良工事区間ということで、SP、いわゆるセンターポイントと言うのかな。960メートルから2,004.39メートルということで、これを考えますと、実延長が1,044.39メートルになります。

それで、改良工事区間1,019.89メートルということで、引きますと、不施工区間が延長24.5メートルということになります。右側に記載してある分が29.5メートルということで、ちょっと5メートル合わないのですが、この関係ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 不施工区間29.5メートルと書いてある部分でございますけれども、この分につきましては、高規格道路のカルバート部分、これは国の財産ということで、この部分を除かしております。

5メートルほど合わないのではないかとこの部分については、その部分の道路の交差点部分の、これ、農場川までなっているのですが、その部分の一部が改良区間を除いているということでございます。以上です。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、ご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第34号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第34号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第35号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） 日程第20、議案第35号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、上程議題に供されました、工事請負契約の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内公民館改修建築主体工事を、平成25年11月29日までの工期で実施しようとするものであり、6月12日に指名競争入札を行った結果、不落随契により岡田建設株式会社と7,329万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高桑総務課長、お願いいたします。

○総務課長（高桑浩君） 議案資料9ページをお開き願います。

工事請負契約の締結について記載しておりますが、中札内公民館改修建築主体工事は、5社による指名競争入札を行いました。

2回の入札の結果、最低入札価格は8,085万円で、予定価格7,333万2,000円を上回ったため、不落随契により最低入札価格の岡田建設株式会社から見積書を徴し、7,329万円で随意契約しようとするものでございます。

10ページから11ページには、工事の平面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わります。

議案第35号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 9ページにそれぞれ工期が書いてございますが、これから見ますと、約5カ月間、工期の期間あるわけですね。

よりまして、この間の住民の使用関係についてはどういう形になるのか。

まず、その辺ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 工事期間中の利用につきましては、原則開館で行ってまいります。

ただ、一部、工事により支障も出ることも考えられますことから、この後、契約に至った後の施工者との工程計画によって、その辺を協議しながら、なるべく支障のないように、場所を変えるとか、一部閉鎖という形で工事を進めながら、支障ないように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 一部支障が出る区間もあるということなのですが、どの辺ぐらいの期間というのかな。いわゆる住民が使えなくなる期間というのか。

そのことはどのぐらい想定しているのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 少し細かく説明いたしますと、元の管理人の住宅部分が空いていますので、まずそこを直して、そこに学童の活動室ということで移動してもらいます。

夏の期間については、宿泊等の利用があるので、2階については、学童の事業が移転した後に、夏場は全館開館できるような工程にしたいと思っています。

あと、定例的な老人クラブの活動があるのですけれども、和室の改修の時期はそこ使えなくなりますことから、講堂等を活用しながら、利用できないということは極力ないように部屋を移動しながら、全館使えるような形でやっていきたいと思っています。

ただ、臨時的に、大きな行事等の申込があったときには、一部その辺が規制される可能性もありますけれども、それは工期と見合わせしながら、なるべく使える状況を進めながら、考えながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） そうしますと、完全閉館というのかな。そういうのは考えていないということでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 工程が出てきて、どうしてもこの時期はということとは、ないとは言えないのですけれども、我々の考えとしては、完全閉館の時期はない形で進めていけるように検討してまいりたいと思っています。

○議長（高橋和雄君） ほかのご質問を受けたいと思います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第35号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第35号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第36号 財産の取得について

○議長（高橋和雄君） 日程第21、議案第36号、財産の取得についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○**村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、ヴィレッジときわ野第3次分譲地造成用地として、1万9,491平方メートルについて、道見幸子様から3,079万5,780円で購入しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長（高橋和雄君）** 補足説明、高桑総務課長。

○**総務課長（高桑浩君）** 補足説明を申し上げます。

今回取得する土地は、ヴィレッジときわ野東側に隣接する畑、常盤基線246番地10ほか4筆で、合計1万9,491平方メートル、取得予定単価は、10アール当たり158万円であります。

造成面積は、村有地409平方メートルを合わせた1万9,900平方メートルで、このほど農業振興地域整備計画の変更、農地法の許可及び譲渡所得等の課税の特例の適用の確認を受けております。

区画数は22区画、本年度、調査設計を行いまして、平成26年度に造成し、道路、上下水道の整備を行った後に販売する計画でございます。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（高橋和雄君）** これで提案理由の説明は終わりました。

議案第36号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○**5番（黒田和弘君）** 取得予定価格3,079万5,780円ということで、今、総務課長の方からありましたとおり、10アール当たり158万円、坪当たり直しますと5,223円という単価になるわけですが、具体的にそれになった根拠というか、これらについて教えていただきたいというふうに思います。

○**議長（高橋和雄君）** 高桑総務課長。

○**総務課長（高桑浩君）** これまでの売買実例、近傍の売買実例などを参考にしまして、所有者の方とご相談をさせていただいた結果、10アール当たり158万円が妥当ということで調整ができましたので、この単価にさせていただきました。

○**議長（高橋和雄君）** 5番黒田議員。

○**5番（黒田和弘君）** 買例を参考にということなのですが、いつごろの年の買例を参考にされていますでしょうか。

○**議長（高橋和雄君）** 高桑総務課長。

○**総務課長（高桑浩君）** ヴィレッジときわ野の第1次、第2次分譲地につきましては、平成17年の3月に、土地開発公社から村が取得をしております。

直近では、これが近傍の売買実例になっております。

このときは、1平方メートル当たり2,062円で公社から取得をしております。

○**議長（高橋和雄君）** そのほか、ご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第36号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第36号、財産の取得についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第37号 平成25年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第23 議案第38号 平成25年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第24 議案第39号 平成25年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第25 議案第40号 平成25年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第26 議案第41号 平成25年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第22、議案第37号、平成25年度中札内村一般会計補正予算について、日程第23、議案第38号、平成25年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第24、議案第39号、平成25年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第25、議案第40号、平成25年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第26、議案第41号、平成25年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についての5件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ4,498万5,000円を追加し、総額を36億897万1,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ85万1,000円を追加し、総額を5億8,175万1,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ49万2,000円を追加し、総額を2億2,859万2,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ10万4,000円を追加し、総額を1億2,140万4,000円に調整したものであ

ります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ3万円を減額し、総額を1億5,317万円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長、山崎住民課長から補足説明をお願いします。

最初に、高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、補正予算所の28ページをお開きください。

はじめに、給与費明細書ですが、今回の補正の人件費について、一般会計では、4月の人事異動に伴う組替えと、職員数の1人増加及び昇格に伴う増額を行っております。

特別職、一般職共通で、共済費を追加・減額をしておりますが、市町村職員共済組合の各負担率の改定によるものです。

介護保険、簡易水道事業、公共下水道事業特別会計についても同様ですので、各会計の補足説明は省略させていただきます。

次に、戻っていただきまして、9ページをお開きください。

歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の説明欄、財政調整基金積立1,968万6,000円の追加ですが、中札内振興公社の精算に伴う村への分配金を積み立てるものです。

特定財源として、財産収入で振興公社残余財産を計上しております。

次に、13ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費、扶助費460万7,000円の追加ですが、更生医療対象者1名が生活保護受給者となったことによるものです。

次に、19ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄の成年就農給付金事業補助金375万円の追加ですが、経営の不安定な就農初期段階の経営継承者を含む新規就農者に対し、就農後の定着を図るために給付を行う国の事業で、特定財源として道の補助金を同額追加しております。

次に、20ページをご覧ください。

3項畜産費、3目牧場費、説明欄の多規模草地牧場施設改修工事546万円の追加ですが、西札内牧場の水道ろ過池のろ材の取替え、配管の交換及び南札内基地のスラリーポンプ用電源制御盤の修繕を行うものです。

次に、22ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、説明欄の道路維持委託257万3,000円の追加ですが、村道59号道路の元更別牧場付近で、雨水等の流入により路肩が浸食され、流出した道路横断管及び擁壁を復旧するものでございます。

次に、戻っていただきまして、7ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

18款繰越金で、平成24年度の決算認定はまだ終えておりませんが、見込むことが可能ですので、歳出に見合う額として2,071万5,000円を追加し、調整するもので

ございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） 黒ナンバー8番、国民健康保険特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

歳出で、1款総務費、1項総務管理費、説明欄、国保税軽減システム改修委託85万1,000円の追加です。

これは5月の臨時会において決定いただいた税条例の一部改正に伴い、新たな軽減措置が加わったことから現行システムの改修を行うもので、財源につきましては、国の特別調整交付金をすべて充てることとして調整をしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで補足説明は終わりました。

これから、5件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 3点ばかり伺います。

まず1点目、財産売払収入で、振興公社の残余財産、科目として果たしてここでいいのかなとちょっと疑問に思ったものですから。

財産売払収入ということになるのでしょうか。

あと、かなりの面積、無償で町と村、決定、かなりの面積が土地として市街地にあるのですが、あそこの土地の今後の活用というかな、土地利用について、現在、民間業者に賃貸しているのかな。

そのまま賃貸ということになるのか、村としての土地利用についてどのように考えているのかということと、あと、ちょっと細かいのですが、中札内保育所の名称募集ですね。

ちょっとイメージとしてピンとこないのですが、正式に中札内保育所設置条例であるけど、条例上に中札内保育所何とかかんとかということになるのか、単なる愛称なのか。

そこら辺ちょっと伺いたいと思います。

あと、もうすでに公募していますよね。

現在、その公募の状況というかな、応募状況があればちょっと教えてください。

あと、3点目。

教育委員会の本当に細かい数字で、観葉植物の備品購入3万7,000円ってあるのですが、確か文化センターの観葉植物、民間業者に管理も含めて委託していると思うのですよね。全体の観葉植物。

これだけポンと出てきてどうなのかなという。

そこら辺について、3点ばかり伺います。

○議長（高橋和雄君） 最初に、大和田教育次長に答弁願います。

○教育次長（大和田貢一君） 文化センター内にある観葉植物について、今ご質問のとおり、リース案件で管理をしてもらっている物件があります。

その委託している会社、株式会社オビショクという会社が先月倒産されたことにより、今、管財されている弁護士さんの方から、委託料の1割で引き取ってもらえないかという

相談がありました。

教育委員会が当初、村の財産という位置付けからスタートしているというふうに思っているのですが、一部枯れたり成長悪いということで、取替えながら管理しているということもあって、一部、リース案件というところもあるものですから、今、弁護士の方から額を提示受けている3万7,000円を、今予算計上させていただいて、満額そういうことになれば、そのお金で今ある観葉植物全てを買い取るということで進めていきたいなと思っています。

ただ、うちの権利も主張していますので、今、そのことも含めて3万7,000円以下の範囲で妥協できるところを探りながら、最終的には後の管理、できませんけれども、財産と受けて、教育委員会の方で直接管理をしていくということで購入をしていきたいということで、今回、補正をさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） ただいま、名称につきましては、今月の26日までということで公募をさせていただきます。

イメージにつきましては、何保育所というような今までの所というイメージで固定するのではなく、園でも結構ですし、何々園、もしくは今までの何々所でも結構ですが、そういうものの中で、この機会に、元気が出るというような保育所になっていただければなという形での名称を募集させていただきます。

その名称につきましては、それを条例でもきちっとしたものにするのか、愛称として活用するののかについては、出てきたものについてちょっと判断をさせていただきたいなということで、今回、名称という形での募集をさせていただきます。

それと、公募状況なのですが、投票箱を保育所と役場と、それと、私どもの保健センターに置いてございます。

中身の、まだ箱の中をばらしてございませんので、中身を見ている状態ですが、そんなに多くはございませんけれども、それぞれのところに投票用紙等入っておりますので、今後一層応募があるよう期待しているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、公社の残余財産の経営の科目の名称を、財産売払収入としたことなのですが、村が出資した公社から入るものですから。それで村の出資金もそこにあったわけです。

それは財産として位置付けられますので、款としては財産収入が適当ということです。

財産資料の中には財産運用収入と売払収入があるのですが、運用したものではないので、これも地方財務実務提要などを参考にしたところ、村が公社等へ出資した支援金等については、自治法の238条第1項第7号の出資による権利に該当するというので、歳入科目としては財産収入で、財産売払収入が適当という、そういった見解が載っていることから、動産売払収入、そして、説明欄には振興公社残余財産ということを明記して計上したものでございます。

それから、公社から無償譲渡を受けた土地について、公社のときも現在も、地元の事業者には貸しているということで、事業者から申し出がない限り、当面、村として土地の利用計画がないものですから、賃貸ということで継続していきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 土地の関係、わかりました。

ただ、あそこ、かなりの面積ありますよね。

従来は賃貸ということでしょうけども、やっぱり村の普通財産になるのでしょうか。

やはり遊休地というのか、そういう位置付けであれば、譲渡をしていくというのが、まず、目的がなければ。場所が場所だから、なかなか村の有効活用はできない土地かなとは思いますが。

そういう中ではやっぱり譲渡をしていくということも、利用者とそういう話し合いもしていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、検討してほしいなと思います。

あと、保育所、応募の状況を見て、正式な条例の名称に変えていくのか、あるいは愛称にするのかという、方向はまだ出ていないということですよ。

わかりました。

いずれにしても、愛称ということよりも、もしそういうことであれば、条例改正してきちんと村の保育所、中札内保育所という位置付け、単なる愛称ということであれば、もうそれで消えてしまうと思うのですよね。

やっぱり正式に位置付けしていく方がいいのではないかなというふうに、ちょっと思ったものですから発言させていただきました。

観葉植物の関係、わかりました。

○議長（高橋和雄君） ご意見ということですが、村の方の考え方、いいですか。

ということで、意見として聴取しておきたいと思います。

そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 1、2点お伺いいたします。

15ページに、子ども・子育て会議委員の報酬として14万6,000円載っておりますが、これは先ほど、中札内村の子ども・子育て会議の条例が制定されて、その会議を行うための費用と思って理解しております。

この会議の条例は、国が定めるものであって、本村においてもよりよい子育て環境、地域に合った子育て環境を、この会議の中で検討していくという内容として私は理解いたしましたけれども、この報償、その会議の内容ですね。

定期的に行うのか、それとも必要に応じてこれから行っていくのかというようなことですね。

そして後、ちょっとこの条例の中で聞けば良かったのかもしれませんが、特定教育というのはどういう教育のことを言うのかなと。ちょっと疑問に思ったので、その点をお聞きいたします。

それと後、21ページに、商工総務費として一般職員の人件費が1人計上されておりますけれども、この時点で職員を採用したのか。

それとも、異動によるこの商工総務費に移したのかと。そういう内容についてちょっとお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、子ども・子育て会議の委員のこの会議の開催の予定でございます。

委員15名を想定いたしておまして、3回程度の開催を考えてございます。

1回目の開催につきましては、現在ある村の事業計画、子育てのいろんなのが書いてい

ます。

それらに関しての点検をやっていただくのと、それと、もう1点につきましては、ニーズ調査を行おうとしてございます。

その調査をやることに関して、そのニーズのアンケートの具体的な中身の検討、それから、アンケートについての調査、それらを行う、3回の中で行っていききたいと考えてございます。

それと、特定教育、特定保育というその2号のところに出てきたものでございますが、幼稚園、それから保育所、それから認定子ども園、これらの3つのものを特定教育保育所とそういう形の中で今回呼ばれているところでございます。

ですので、保育所、幼稚園、認定子ども園、これらのものを総称して特定教育保育事業というような形になってございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 21ページ、商工観光費の人件費が600万円余り増えていますが、18ページの農林業費の一般職人件費をご覧になっていただきたいのですけれども、農業振興推進費の一般職人件費で680万円余り減額しております。

これは産業課としての人員の変更はございまして、内部の事務分掌から農業担当の人員を4人から3人に減らして、商工観光担当の職員を1人から2人に増員したという、主な担当業務の変更によって、人件費も1人異動したということで、トータルでは増えておりません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 商工総務費の人件費が農業から商工に変わった人件費だというようなことがありますけれども、この商工に変わった理由として、商工会をより活性化するためにそのような人事配置をしたのか。

その内容について、ちょっとお伺いします。

それと後、先ほどの子ども・子育て会議の中で、3回ぐらいの会議の内容、予定だということが言われましたけれども、やはり昨今、特に子どもたちで未満児保育、特にこの10月から6カ月から保育所に入れたいというような希望が多く聞かれます。

私にも入りたいのだけどのようになるのかしらという、そのような声が聞かれていますので、そういったことの検討もこのような会議の中でなされるのかどうか。

そういったこともちょっとお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） この会議自体、そういうところも含めて、子どもたちの教育、それから保育、そういう環境がどうあるべきかというところの検討、そういうものを実際やっていただく組織になってございます。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 産業課の職員の関係ですけれども、産業課につきましては、グループ一つで行っています。

これまでも商工観光、農業、畜産それぞれ職員は多かれ少なかれ兼務で行ってまして、この4月の人事異動におきまして、主査が産業課、2人体制になりました。

これまでは1名体制だったのですけれども、この主査が2名体制になったことによりまして、商工と観光のウエイトを少しわかりやすいような形で、商工の方に2人、そして農の

方に3人という形でとってございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは何点か教えていただきたいというふうに思います。

16ページに児童館管理費、修繕料の44万2,000円の追加ということでございますが、この内容を教えてください。

それから、19ページ、農業振興事業費の成年就農給付金事業補助金、行政執行状況報告でもございましたが、経営開始型、1人と1組の夫婦と、こういう報告でございますが、ちょっと見ますと、年間150万円を最長5年間という制度のようですが、それからみると375万円ということでちょっと話が見えないので、そこら辺の具体的なこの事業の中身というのですか、わかりやすいようなことで説明をいただきたいというふうに思います。

それから、21ページの商工振興費、旅費の39万7,000円ということで、4月から3カ月経過しているわけなのですが、40万円弱の費用が今出てきているという、追加でございますけども、何か特段の旅費だと思いますが、そこら辺の説明をお願いしたい。

それと、25ページの施設管理費、体育施設管理費ですが、委託料から賃金に変わったのかな。ここら辺の変えた理由等について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、まず私の方から、16ページの修繕料についてご説明します。

これにつきましては、3月の25日に実施しておりました地下タンクの定期点検がございます。

その定期点検のときに不備がありまして、液量自動表示装置の不備が出たという形になります。

なので、油面計3台を取替えなければいけなくなったことによりましての修繕料でございます。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） それでは、成年就農給付金についてご説明申し上げます。

これにつきましては、新規就農、若い世代の農業への参入を促すため、新規就農者を対象に給付金が出るものです。

経営開始型と就農前の研修期間も対象とした準備型2種類の給付金がございます、今回は、就農開始型が対象となっております。

この就農開始型なのですが、基本は新規就農なのですが、親元から就農する場合におきましても、要件を満たせば対象となります。

今回、予算見ているのが、親の経営に従事して5年以内、そして所得制限もありまして、前年の所得が250万円以下、この者が対象でして、親元就農した経営委譲した方1人、そして、同じく経営委譲された夫婦1組が対象です。

そして、基本が1人150万円です。

ただし、夫婦の場合は1.5倍という形で150万円プラス75万円で225万円、合わせて375万円となっております。

次、2点目の商工振興費、旅費39万7,000円の追加ですけども、これにつきましては、平成25年度、北海道におきまして消費者行政活性化事業交付金、これが新たに伸

びてきました。

これを活用いたしまして、中札内村において、消費生活専門相談員育成のための研修会、これに参加させるための旅費を計上いたしました。

先ほど説明していますとおり、これは北海道の活性化事業交付金をすべて活用したものです。

消耗品費1万5,000円につきましても、この交付金を対象としたテキスト代等になっております。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） プールの監視業務の予算組替えの件ですけれども、当初、プールの監視業務につきましても、社会福祉協議会に委託をして行う予定でございました。

しかし、昨年、大阪府の小学校のプールで児童の死亡事故が発生したときに、その監視業務のあり方について、警察署の方から見解が出されました。

内容については、プールの監視業務については、警備法の適用を受けるという見解が下されたことにより、警備会社の資格を持つものが委託を受けなければならないということになりました。

それを受けて、今回、社会福祉協議会については、警備法の適用のないところということで、過去のような、直接村の職員として、直営で監視業務を行うために、今回、委託料から賃金に組替えて運営をすることとさせていただきます。

一部、6月10日にもうすでにプール運営始まっていますので、一部、委託料の中から利用して、今進めておりますけれども、明日以降の今年度のその委託料について、賃金に組替えて運営いたしますけれども、事業目的については何も変更ないということをご説明させていただきます。

○議長（高橋和雄君） ちょっとお諮らいたします。

黒田議員のほか、ご質問ある方おりますか。

なければそのまま続けさせていただいて、採決をしたいと思っておりますがよろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 大体わかりましたが、16ページに児童館、説明によりますと、3月25日に地下タンクの不備ということですから、もう取替えているのかな。

取替えなければならないことなのかなというふうに想像するのですが、そこら辺、説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 点検等が行われまして、改修すべきところの指示が今回出てございましたので、直近の議会において補正をさせていただいて、それ以後修繕をするという手続きになってございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

ほかに質問がないとの予定ですので、それでよろしいですか。

では、質疑なしということで進めさせていただきます。

議案第37号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 37 号、平成 25 年度中札内村一般会計補正予算についてを採決します。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

議案第 38 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 38 号、平成 25 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

議案第 39 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 39 号、平成 25 年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

議案第 40 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 40 号、平成 25 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

議案第 41 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第41号、平成25年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

6月25日まで休会とし、本日はこれで散会をいたします。

散会 午後 0時 6分